

平成30年第3回羅臼町議会臨時会（第1号）

平成30年10月30日（火曜日）午前10時00分開会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 町長行政報告
日程第 5 報告第 5号 専決処分した事件の承認について
日程第 6 議案第51号 平成30年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算
日程第 7 議案第52号 工事請負契約の一部変更について
日程第 8 議案第53号 工事請負契約の一部変更について
日程第 9 議案第54号 工事請負契約の一部変更について
日程第10 発議第 7号 平成30年北海道胆振東部地震に関する意見書

○出席議員（10名）

| | | | | | |
|----|-----|-------|-----|----|-------|
| 議長 | 10番 | 村山修一君 | 副議長 | 9番 | 佐藤晶君 |
| | 1番 | 加藤勉君 | | 2番 | 田中良君 |
| | 3番 | 高島譲二君 | | 4番 | 宮腰實君 |
| | 5番 | 小野哲也君 | | 6番 | 坂本志郎君 |
| 7番 | | 松原臣君 | 8番 | | 鹿又政義君 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者

| | | | |
|----------|-------|--------|--------|
| 町長 | 湊屋稔君 | 副町長 | 鈴木日出男君 |
| 教育長 | 山崎守君 | 企画振興課長 | 川端達也君 |
| 総務課長 | 対馬憲仁君 | 税務財政課長 | 鹿又明仁君 |
| 環境生活課長 | 大沼良司君 | 保健福祉課長 | 太田洋二君 |
| 保健福祉課長補佐 | 洲崎久代君 | 産業創生課長 | 八幡雅人君 |
| 産業創生課長補佐 | 野田泰寿君 | 建設水道課長 | 武田弘幸君 |
| 建設水道課長補佐 | 佐野健二君 | 学務課長 | 平田充君 |
| 学務課長補佐 | 福田一輝君 | 会計管理者 | 仙福聖一君 |

○職務のため議場に出席した者

議会事務局長 松田伸哉君 議会事務局長 長岡紀文君

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

- 議長（村山修一君） おはようございます。
ただいまの出席議員は10人です。
定足数に達しておりますので、平成30年第3回羅臼町議会臨時会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
-

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（村山修一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、5番小野哲也君及び6番坂本志郎君を指名します。
-

◎日程第2 会期の決定

- 議長（村山修一君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。
お諮りします。
本臨時会の会期については、議会運営委員会で協議をしていただき、本日1日にしたいと思います。
御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（村山修一君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日1日と決定いたしました。
-

◎日程第3 諸般の報告

- 議長（村山修一君） 日程第3、諸般の報告を行います。
羅臼町監査委員から、例月出納検査の結果について報告がありました。資料は、議長の手元に保管しています。
これで、諸般の報告を終わります。
-

◎日程第4 町長行政報告

○議長（村山修一君） 日程第4、町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（湊屋 稔君） おはようございます。

まずは、臨時議会に際しまして、議員皆様の御出席を賜りましたことをお礼申し上げます。お許しをいただきましたので、2件の行政報告をさせていただきます。

1件目は、御当地ナンバーの図柄についてであります。

第2回定例町議会で行政報告させていただきました知床ナンバーの図柄につきまして、7月2日から8月12日にかけて募集を行なった結果、全国から知床や7町をイメージした地域の魅力アップにつながるすばらしいデザイン178作品の応募がありました。応募していただいた方々へは、厚くお礼を申し上げます。

9月22日には、第1回図柄選考委員会を開催し178作品から、本日、議員皆様に配付しております資料のとおり、5作品を候補作品として選出し、先般、この5作品について7町共通の町民アンケートを行なったところであります。今後は、町民アンケートの結果を参考にしながら、第2回図柄選考委員会及び知床地方版図柄入りナンバー導入検討協議会において、5作品の中から最優秀作品1点を選出し、12月中に北海道を経由し、国へ提案する予定となっております。なお、最優秀作品が決定しましたら、広くPRしていきたいと考えております。

2件目は、北海道胆振東部地震に係る被災支援町村への職員派遣についてであります。始めに、北海道胆振東部地震で犠牲となられました方々の御冥福をお祈りするとともに、いまだ避難所生活をされている方々に対し、心よりお見舞いを申し上げます。また、10月25日に行なわれました全道町村長が一同に集まる政策懇談会において、厚真町、安平町、むかわ町のそれぞれの町長より各地からの支援に対して、丁寧なお礼と今後のさらなる協力をお願いする挨拶がありましたことを御報告させていただきます。

平成30年9月6日未明に発生した平成30年北海道胆振東部地震において、被災しました厚真町、安平町及びむかわ町の3町から北海道の災害対策本部宛てに職員の派遣要請がありましたことを受け、災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定に基づき、災害応急対応として根室振興局管内各市・町に対して、それぞれ3名の職員で総勢15名の派遣要請がありました。このことから、当町といたしましては、派遣職員3名の人選を行ない、建設水道課、保健福祉課及び税務財政課からそれぞれ1名の職員で構成した派遣隊を組織し、建設水道課の佐野課長補佐を隊長として、去る10月9日から13日までの5日間にわたり、被災3町の中のむかわ町本庁舎に職員を派遣をさせ、一般事務補助、罹災証明窓口、生活再建窓口や罹災現地確認などの業務に従事してまいりました。現地では、毎日、滞在先の千歳市からむかわ町へ持参した公用車で移動。そして、地震発生から1カ月余りを経過しても、まだなお、大きな余震が続く中での被災地支援となりま

したが、派遣隊の3名は派遣期間を満了し、去る10月14日に無事帰還したところであります。派遣職員が現地で目の当たりにした被災地の状況や経験した支援業務などにつきましては、10月15日に報告を受けたところであり、その内容につきましては、全管理職で情報を共有するとともに、今後の防災対策に生かしていきたいと考えております。

終わりに、被災地におきましては、現在、仮設住宅の建設など復興の歩みが進められているところではありますが、1日も早い復旧がされますよう心よりお祈り申し上げます。

なお、今議会に派遣職員の旅費の専決処分を報告させていただいております。この後、副町長より説明いたしますので、御承認賜りたくよろしくお祈りを申し上げます。

以上でございます。

○議長（村山修一君） これで、行政報告は終わりました。

◎日程第5 報告第1号 専決処分した事件の承認について

○議長（村山修一君） 日程第5、報告第5号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案の1ページをお願いいたします。

報告第5号専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

2ページをお願いいたします。

専決処分書。

平成30年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。専決年月日につきましては、平成30年10月4日でございます。

平成30年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成30年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億2,761万2,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

4ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算の補正」歳入でございます。

18款1項繰越金23万1,000円を追加し、3,837万9,000円。

内容につきましては、先ほど町長から報告ありましたとおり、被災地の応援のための予算でございます。歳入につきましては、前年度繰越金に求めたものでございます。歳入合計23万1,000円を追加し、48億2,761万2,000円となるものでございます。

歳出でございます。

2款総務費23万1,000円を追加し、13億7,415万3,000円。

7項防災費23万1,000円を追加し、1,643万4,000円でございます。

行政報告ありましたとおり、地震による被災地に災害応急対応として、職員3名の派遣に要した旅費でございます。

歳出合計23万1,000円を追加し、48億2,761万2,000円。

以上、専決処分をさせていただきました。なお、事項別明細書を別冊資料として配付させていただきますので、参照願います。

以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、報告第5号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第5号は、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第5、報告第5号専決処分した事件の承認については、承認することに決定しました。

◎日程第6 議案第51号 平成30年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

◎日程第7 議案第52号 工事請負契約の一部変更について

◎日程第8 議案第53号 工事請負契約の一部変更について

◎日程第9 議案第54号 工事請負契約の一部変更について

○議長（村山修一君） 日程第6、議案第51号平成30年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算及び日程第7、議案第52号工事請負契約の一部変更についてから日程第9、議案第54号工事請負契約の一部変更についてまでの4件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案の7ページをお願いいたします。

議案第51号平成30年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成30年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ616万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億2,144万8,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条は、継続費の補正でございます。継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

第3条は、地方債の補正でございます。地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

8ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

13款国庫支出金2,000万円を減額し、2億3,910万2,000円。

2項国庫補助金2,000万円を減額し、1億667万9,000円。

これにつきましては、知床未来中学校の外構工事に係る補助金であります。採択に至らなかったための減額でございます。

17款繰入金1項基金繰入金1,623万5,000円を追加し、3億3,013万5,000円。

これにつきましては、文教施設整備基金より外構工事のために繰り入れするものでございます。

18款1項繰越金799万9,000円を減額し、3,038万円。

これにつきましては、財源調整のために減額を行なうものでございます。

20款1項町債560万円を追加し、5億2,070万円。

これにつきましては、防火水槽工事の起債として540万円の減、外構工事として1,640万円の増、歩道工事として540万円の減、合わせて560万円を追加するものでございます。

歳入合計616万4,000円を減額し、48億2,144万8,000円となるものでございます。

歳出でございます。

8款教育費616万4,000円を減額し、8億1,449万8,000円。

3項中学校費616万4,000円を減額し、5億3,253万3,000円。

この内容につきましては、外構工事につきまして227万4,000円の増、設計変更によるものでございます。歩道改修工事303万9,000円の減、これにつきまして

は、入札減あるいは設計変更によるものでございます。3点目として、防火水槽工事539万9,000円につきましては、入札及び設計変更によるものでございます。

歳出合計616万4,000円を減額し、48億2,144万8,000円となるものでございます。

10ページをお願いいたします。

「第2表 継続費補正」でございます。

変更でございます。

8款教育費。変更部分のみの説明とさせていただきます。

3項の中学校費、知床未来中学校外構工事でございます。4億4,543万2,000円から4億3,926万8,000円、616万4,000円の減となるものでございます。平成30年度において、3億274万2,000円から2億9,657万8,000円に変更をするものでございます。

「第3表 地方債補正」でございます。

変更でありまして、変更につきましては、知床未来中学校外構工事の起債でございます。辺地対策事業債でございます。1億7,030万円から1億8,670万円に変更するものでございます。

次に、知床未来中学校歩道改修事業債でございます。緊急防災事業債でございます。1億2,000万円から1億1,460万円に変更するものでございます。

次に、栄町高台地区防火水槽設置事業債。これにつきましても、緊急の防災事業債でございます。1,390万円から850万円に変更するものでございます。

それぞれ、設計変更並びに入札減に伴う変更でございます。

なお、事項別明細書を別冊資料として配付をさせていただいておりますので、御参照願います。

以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 学務課長補佐。

○学務課長補佐（福田一輝君） 議案の11ページをお願いいたします。

議案第52号工事請負契約の一部変更について。

羅臼町立知床未来中学校外構工事1工区の契約の一部を次のように変更したいので、議会の議決を求めるものでございます。

議決年月日及び番号。平成30年5月18日、議案第31号。内容につきましては、契約の金額、変更前9,255万6,000円、変更後9,806万4,000円でございます。

続きまして、12ページ、議案第53号をお願いいたします。

工事請負契約の一部変更について。

羅臼町立知床未来中学校外構工事2工区の契約の一部を次のように変更したいので、議

会の議決を求めるものでございます。

議決年月日及び番号。平成30年5月18日、議案第32号。内容につきましては、契約の金額、変更前7,506万円、変更後7,572万9,600円。

続きまして、13ページ、議案第54号工事請負契約の一部変更について。

羅臼町立知床未来中学校歩道改修工事契約の一部を次のように変更したいので、議会の議決を求める。

議決年月日及び番号。平成30年5月18日、議案第33号。内容につきましては、契約の金額、変更前1億1,804万4,000円、変更後1億1,978万2,800円。いずれも設計変更によるものでございます。

以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑を終わります。

これから、議案第51号から議案第54号までの4件を採決します。

この採決は、1件ずつ起立によって行います。

議案第51号平成30年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第5、議案第51号平成30年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号工事請負契約の一部変更について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第7、議案第52号工事請負契約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号工事請負契約の一部変更について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第8、議案第53号工事請負契約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号工事請負契約の一部変更について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第9、議案第54号工事請負契約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 発議第7号 平成30年北海道胆振東部地震に関する意見書

○議長（村山修一君） 日程第10、発議第7号平成30年北海道胆振東部地震に関する意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高島讓二君。

○3番（高島讓二君） 発議第7号、平成30年北海道胆振東部地震に関する意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

平成30年10月30日提出、羅臼町議会議長村山修一殿。

提案者、羅臼町議会議員高島讓二。

賛成者、羅臼町議会議員田中良、同じく小野哲也、同じく松原臣。

平成30年北海道胆振東部地震に関する意見書。

去る9月6日に発生した北海道胆振東部地震は、マグニチュード6.7、厚真町で国内6例目となる道内観測史上最大の震度7、安平町とむかわ町で震度6強など、北海道の広い範囲で震度4以上を観測する極めて激しい地震であった。

この大地震により、広範囲で大規模な土砂崩れや地すべり、液状化現象などによる家屋の倒壊、道路の陥没等によって、多くの方々の尊い命が奪われ、多数の方々が負傷し、今もなお多くの被災者の方々が不安や心労を抱えながら不自由な避難生活を余儀なくされている。

地震発生後、北海道全ての世帯295万戸で停電が発生し、全ての道民が被災者となる事態となり、広い地域で断水・電話の不通、さらには新千歳空港を発着する国内線・国際線全便の欠航、各路線バス等の主要な交通機関全てが運休に追い込まれるなど、ライフラインが断絶する被害となり、道民生活に甚大な影響を及ぼした。

よって、国においては、住民の一刻も早い生活の安定や災害の早期復旧などが進められるよう、次の事項について早急かつ万全の対策を講ずるよう強く要望する。

記。

1 北海道及び道内市町村の応急対策や復旧復興に要する経費を初めとする災害復旧対策に対して十分な財政上の支援措置を講ずること。

2 住宅被害を受けた被災者が、もとの生活を取り戻すための必要な各種支援制度について、十分な財政措置を講ずるとともに、迅速かつ柔軟な運用を行なうこと。

3 停電等に伴う被害が甚大な農林水産業や関連加工製造業並びに商工業者等、被災中

小企業に対する円滑な資金融通なども含め、早期復旧に向けた総合的な支援を行なうこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成30年10月30日、北海道羅臼町議会議長村山修一。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑を終わります。

これから、発議第7号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第10、発議第7号平成30年北海道胆振東部地震に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において関係機関に送付することに決定しました。

◎閉会宣告

○議長（村山修一君） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第3回羅臼町議会臨時会を閉会します。

ありがとうございました。

午前10時28分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員